

Working Paper Series

No.55

新型コロナ禍と女性への生活支援
—支援団体へのインタビュー調査から—
Effects of COVID-19 on Livelihood Support for Women
Based on the interview survey of support organization

藤間 公太（国立社会保障・人口問題研究所）

TOMA Kota

尾曲 美香（世田谷区立男女共同参画センターらぷらす）

OMAGARI Mika

田 媛（お茶の水女子大学）

TIAN Yuan

2021年10月



〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 6階

<http://www.ipss.go.jp>

本ワーキング・ペーパーの内容は全て執筆者の個人的見解であり、国立社会保障・人口問題研究所の見解を示すものではありません。

新型コロナ禍と女性への生活支援——支援団体へのインタビュー調査から

藤間公太*・尾曲美香**・田姫***

1 問題の所在

2020年2月ごろより、日本国内でも新型コロナウイルスの感染拡大¹が大きな社会問題となった。同年3月13日に成立した新型コロナウイルス対策の特別措置法にもとづき、4月7日には東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県、そして4月16日には対象を全国に拡大し、緊急事態宣言が発令された(5月25日解除)。この宣言の効果もあり、1度は減少に転じた新規陽性者数であったが、その後は再び増加を続け、まん延防止等重点措置(2021年4月5日から9月30日)や、対象都道府県を限定して2回目(2021年1月8日から3月21日)、3回目(2021年4月25日から6月20日)、4回目(2021年7月12日から9月30日)と、繰り返し緊急事態宣言が出されるに至っている。

新型コロナ禍は、日本国内に住む人々の生活に多大なる影響を及ぼしている。在宅勤務の推奨などの働き方の変化や、小中高特別支援学校の休校措置(2020年3月から春季休業期間まで)および大学も含めた学習のオンライン化は、言葉通り人々の生活を一変させた。また、時短営業や休業要請を要請された飲食業や商業施設、人々の移動の可否に密接にかかわる宿泊業など、特定の産業が大きな打撃を受け、当該産業で働く人々の生活の不安定化も問題となった。総務省「労働力調査」や厚生労働省「職業安定業務統計」を用いた検証によると、特に宿泊業、飲食サービス業、サービス業、製造業、建設業において、2021年3月の就業者は前年同月から大きく減少している(中井 2021)。

とりわけ、女性の生活に新型コロナ禍が与えた影響は大きいと言われている。たとえば、シフトの大幅な減少に伴い実質的な失業状態にあるパート・アルバイトの女性が推計で90万人に上っており(野村総合研究所未来創発センター 2021)、その背景には、女性の多くが非正規労働者として人との接触を伴うサービス業に従事していることがあると指摘されている(三家本 2021)。また、女性自身にインタビューを行った研究からは、家計に対する貢献度が大きい女性にとって、休業・雇止めの問題が生活維持に甚大な影響を与えること(三家本 2021)、その一方で、そうした女性たちが個人加盟労働組合に相談・加入して何らかの権利行使をした場合、「労働力の窮乏販売や『半失業』への転落を防ぐ効果がみられたり、職場の労働条件・就業環境の改善、さらには同業他社への波及効果が見られたりするなど成果も上がっている」(青木 2021: 25)ことが指摘されている。さらに、「自分もしくは同居家族が新型コロナの影響により、在宅勤務を経験した人」を対象に実施したwebアンケート調査のデータを用いた研究からは、在宅勤務に伴う家事育児の負担が、女性に偏って生じ

* 国立社会保障・人口問題研究所

** 世田谷区立男女共同参画センターらぷらす

*** お茶の水女子大学

¹ 以下、引用部分等を除き、「新型コロナ禍」とする。

ていることが指摘されている（落合・鈴木 2020）。ただし、内閣府の「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」の個票データを用いた研究からは、配偶者、すなわち夫の勤務時間の減少が、女性の子育てのしやすさに対する満足度を改善させる可能性も示唆されている（泉田ほか 2021）。

一方で、新型コロナ禍によって、女性の生活を支援する活動や、支援の受け手と提供者との関係性にどのような変化が生じたのかという点については、十分明らかにされていない。各種相談機関に多くの労働・生活相談が女性から寄せられていること（三家本 2021）、男女共同参画センター等において、面接相談の代替手段として「電話相談に切り替えた」「オンライン相談を実施」「メール相談を開設した」といった対応が行われていたことは指摘されているものの（特定非営利活動法人全国女性会館協議会 2020）、女性からの相談の内容に新型コロナ禍前後で何らかの変化が見られたのか、それに伴い、相談をはじめとする支援事業にどのような変化や困難が生じたのかといった点は、具体的に検討されてこなかった。通常、労働相談における男女比は男女半々か男性の方がやや多い傾向にあり、それゆえ先述した女性からの労働相談の多さなどは、新型コロナ禍の特徴の1つとみることができる（三家本 2021）。このことに鑑みると、新型コロナ禍を契機に女性が抱えるニーズに何らかの変化が生じた可能性がある。そして、ニーズに変化が生じたならば、支援のあり方にも何らかの変化が要請されたと考えられる。

以上の点を明らかにする上では、支援を提供する側から見た新型コロナ禍の影響について検討することが有効であると考えられる。そこで本稿では、女性への支援活動を行う団体、事業者に対して実施したインタビュー調査の結果にもとづき、新型コロナ禍によって女性への支援活動に生じた変化や課題等について、探索的に分析することを目的とする。

2 調査の概要

2.1 調査対象

本稿の分析対象となるデータは、筆者らが実施したインタビュー調査により得られたものである。インタビュー調査は、国立社会保障・人口問題研究所が一般会計で実施している研究事業『1億総活躍社会』実現に向けた総合的研究にて実施された。新型コロナ禍の状況に鑑み、インタビュー調査はすべてオンライン会議ツールを用いて行った。

ひとくちに女性支援といっても多岐にわたるが、筆者らの調査では特定の支援領域を対象を絞ることはせず、さまざまな領域から1つずつ対象となる団体、事業者を選定した。その理由は、本調査の主眼が、新型コロナ禍で女性への支援活動にいかなる問題が発生するかを探索的に検討し、今後の研究に向けた仮説生成を行うことに置かれていたためである。SARSや新型トリインフルエンザなど、感染症の流行自体は比較的近年にも起こっていたが、新型コロナ禍は人の移動や対面での接触が明確に制限されるに至った点に大きな特徴がある。そうした事態下において女性への支援活動にいかなる影響が及ぼされたのかについては、先行する議論の蓄積が十分でない。

各対象の概要は次の通りである。

(1) A（インタビュー実施日 2021年1月7日）

NPO 法人を母体とする社会福祉法人である。自治体のプランに沿って事業を実施してお

り、ジェンダー不平等をはじめとする人権問題、およびその背後にある社会構造の問題に目を向け、「誰も取りこぼさない支援の提供」を掲げている。講座・研修事業、イベント事業、情報収集・提供事業、広報事業、相談事業、地域との連携事業、調査事業が主たる事業である。DV についての相談、性的マイノリティ当事者からの相談、女性の就業支援のための相談に、特に力を入れている。新型コロナ禍に伴い、A は 2020 年 3 月末から 5 月末まで休館した。休館が前日に決まったこともあり、非常にあわただしい対応を迫られたという。

(2) B (インタビュー実施日 2021 年 1 月 8 日)

当事者中心の交流会から発足した全国ネットワーク組織であり、シングルマザー、およびその子どもへの支援事業を実施している。具体的には、就労支援事業、相談事業、セミナー事業、情報発信事業、子育て支援事業、食糧支援、IT スキル支援である。新型コロナ感染症の拡大を受け、従来は補助的な手段であったメール相談がメインになり、メールマガジンの会員も、2020 年 3 月 31 日時点から 2021 年 1 月 8 日時点で 2 倍以上に増えた。新型コロナ禍とは関係なく、オンラインでの「ママカフェ」の準備を進めていたところ、対面事業が中止になった 2020 年 4 月以降、人が殺到した。

(3) C (インタビュー実施日 2021 年 3 月 2 日)

海外からの移住者に対して支援を行う団体の全国ネットワーク組織である。全国ネットワークであるため、新型コロナ禍以前は直接のサービス提供は行っておらず、①市民、支援団体、当事者への情報提供、②PJ チーム（医療、貧困、女性、入管など）ごとのネットワーク事業、③政策提言、の 3 つを柱に活動してきた。新型コロナ禍以降は、直接現金を支給する基金事業や、メールリストを通じた情報周知、ホットライン事業を行った。加えて、新型コロナ禍以前より、現場の実態を踏まえ、諸制度に対する提言を関係諸省庁に対して行なっている。

(4) D (インタビュー実施日 2021 年 3 月 19 日)

セックスワーカーの健康と安全、およびストーカーや盗撮といった犯罪被害抑止のための啓発活動や調査活動、関係機関への働きかけを行う組織である。具体的には、ネット上で動画や情報コンテンツを流したり、現場にアウトリーチに行ったり、相談支援などを行っていた。新型コロナ禍後は、給付金申請に関する当事者からの相談、働く上での新型コロナ感染予防についての啓発、新型コロナ感染者のプライバシー侵害や「夜の街バッシング」による当事者への被害、国のコロナ支援金における職業差別によるヘイトクライムといった問題について取り組んできた。

2.2 調査項目

インタビューは半構造化形式で実施した。事前に定めておいた質問は次の 10 項目である。

1 事業・活動の概要について教えてください。

※いつ頃から活動されているのか、月平均活動日数、主に支える役割を担う方のおおよその人数、主に支えられる役割を担う方のおおよその人数、具体的な活動内容

(活動日 1 日の時間構成等)

2 2020 年 1 月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期の事業・活動のおおよその経過を教えてください。

3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大前後で、被支援者・支援者の人数や属性に違いがみられていましたら、教えてください。

4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により発生した困難事例がございましたら、当該事例の内容と、それへの対応状況について教えてください。

6 現在の事業・活動の実施にあたって気にかけていらっしゃることを教えてください。

7 SNS や ICT 等を活用されている場合については、具体的な方法、可能であれば利用者の声について教えてください。

8 事業・活動を行うにあたっての資金面でのご苦労について教えてください。

9 事業・活動を行うにあたって、活動の参考にされている他の団体等があれば、当該団体の具体的な名称等や、参考になる面について教えてください。

10 事業・活動の持続可能性（採算性維持の見通し、参加者数の見通し、後継者の見通しなど）について教えてください。

2.3 倫理的配慮

インタビュー調査の実施に際しては、国立社会保障・人口問題研究所の研究倫理審査委員会より事前の承認を得た（承認番号 IPSS-IBRA#20006）。結果として対象者からの希望は出なかったものの、必要がある場合にはオンライン会議アプリ使用のためのデバイス、およびモバイル Wi-Fi ルーターの貸し出しを行うための準備も実施した。インタビュー調査当日には、調査の目的、調査への協力および協力の撤回が自由であること、研究の実施方法と具体的な協力事項、研究協力に際して費用負担が生じないこと、研究成果の公表方法、プライバシー保護の方法、データおよび研究協力同意書の保管期間、データの他の研究への活用などについて、改めて対象者に説明を行い、同意を得た上でインタビュー調査を開始した。

3 結果

3.1 A の事例

A においては、委託先の自治体からの要望もあり、休館している間も相談事業については時間を拡大して実施していた。具体的には、行政がカバーしづらい時間帯の相談に対応するため、平日は夜 8 時まで相談体制を拡充するとともに、これまでは相談を受けていなかった日曜日も含め、週末の 10 時から 16 時まで相談時間を拡充した。その結果、平日夜間の時間

帯と土曜日の相談件数が増えており、新規の相談者によるものも増加した。

相談事業に関しては、感染拡大防止策を行った上で、対面でも対応していた。当初は感染拡大防止のため電話でのみ受け付けることを想定していたが、相談者から対面での実施を望む声が上がったことが理由である。利用者の側からすると、夫や子どもがいる家から電話で家族についての相談をするのは、ハードルが高い。また、夫のリモートワーク化や子どもが通う学校の休校措置によって家族関係の「密度」が上がる中で、家から出たいという希望も利用者は持っていた。

相談を通じて明らかになったのは、利用者である女性の生活が新型コロナ禍により厳しくなっているということである。たとえば、先述したリモートワーク化により夫が日中も家にいるようになったことで、女性の家事育児の負担を増えるケースや、夫自身のストレスの高まりにより暴言を含むDVが生じたりするケースが挙げられる。加えて、学校の休校措置により子どもが家にいる時間も長くなったことで、これまではなかった夫から子どもへの暴言や暴力が発生したケースもある。

そのように困難が発生しても、利用者はすぐに相談に来るとは限らない。Aにおいても、相談件数が増えだしたのは1回目の緊急事態宣言が終了した2020年の6月から7月にかけてであった。ここから推察されるのは、何らかの困難が発生してから相談につながるまでの間に、利用者が我慢したり逡巡したりする期間があるということである。

オンラインツールを活用した支援の課題も見えてきた。Aでは、民間団体や他の事業者から情報を得た上で規約を作成し、講座事業などにオンライン形式を導入した。結果的には、オンラインが対面での支援をすべて代替できるものではなく、向いているものと向いていないものがあつた。起業関係の講座にはオンラインは向いていたが、居場所づくり系の活動では、逆に参加者の足が遠のいてしまい、対面方式に切り替えた結果、参加者が戻ってきた。「こういう時期だからこそ対面で会いたい」という要望や、誰が参加しているかわからないオンライン上でプライベートなことを話したくないと意識を、参加者が持っていたことが背景にあつた。

3.2 Bの事例

Bにおいても2020年4月ごろから支援のニーズが急激に高まったが、なかでも特筆すべきは食糧支援に対するニーズの高まりである。食糧支援を求めるメールが毎日来ており、それらに対応をしたところ、その取り組みがメディアに取り上げられ、さらに要望が殺到する、という状況であつた。こうしたなか、Bは運送業者と協働することで、食糧支援のニーズに対応していた。具体的には、調達した食糧や、寄付された食糧を運送業者の倉庫に送り、以降の梱包や発送を委託するという方法をとつた。これにより、2,000世帯以上に食糧を届けることができた。

食糧支援と関連して、学校給食が利用者の生存保障の観点から極めて重要だつたことも、新型コロナ禍を通して明らかになった。食糧支援を求めた利用者の全てが、新型コロナ禍以前から困難度が非常に高かつたわけでは必ずしもないが、「何とか子どもに食べさせていく」上で、学校給食が果たしていた役割は小さくない。学校が休校になったことで、就学援助を受けていた低所得世帯も、昼食代を全面的に負担をしなければならなくなつた。こうした状況下で、それまで「何とか子どもに食べさせる」ことができていた層が、一気に困窮化した

面がある。昼食代だけでも就学援助を戻すよう、Bからも文部科学省の関係者に要望を伝えたものの、就学援助制度が自治体ごとに異なっていることから、全国一律のスキームとして元に戻すことは困難であった。

また、休校は子どもの学習面での格差も顕在化させた。授業がなくなる代わりに膨大な宿題が出され、子どもがまだ学校で教わっていない範囲も含め、親が教えなくてはならなくならず、非常に大きな負担感を利用者にもたらした。こうしたなか、学習教材は子どもの学びの促進や親の負担軽減の上で小さくない役割を果たすものであるが、その入手可能性をめぐる格差が、新型コロナ禍によって浮き彫りになったのである。ある利用者からは、公園に遊びに行った子どもが、近所の子どもが「いい教育グッズ」を自慢気に持っているのを見て「買ってほしい」と言いたしたが、自身が休業中で食べていくのもやっとな状況にあってはそれがかなわず、非常にストレスであったとの声も聞かれたという。そうした当事者のなかには、仕事は減っているものの解雇はされていないため、統計上は「就業を継続できている」というカテゴリに整理されている者もあり、数値に表れにくい生活上の困難が見えてきたということができる。

新型コロナ禍を契機に展開した支援としては、ITスキル支援も挙げられる。実はBでは、新型コロナ禍とは関係なく、オンラインでの交流（カフェ）を2020年1月より企画しており、また同年6月からはオンラインミーティングも実施していた。こうした中で、かなりITスキルが低い人の存在が見えてきたことから、助成金を取得し、今後の社会で必要になるであろうITスキル獲得に向けた支援に着手した。他の事業者との情報交換も行いつつ、保守業務ができる資格取得のためのスクールを、民間企業から提供を受けて開設した。この時には、Bが実施した調査において、約3割の者がパソコンを持っていないという結果が出たことをみた中古パソコン業者から、パソコン20台が寄付されるという一幕もあった。なお、Bの全国協議会では2年前から毎月ZOOMを用いた会議を実施していたため、Bのスタッフ側からは、相談を対面からオンラインへ移行することに対する困難は特に感じられていなかった。

オンラインでの対応を展開するにあたり、人手の問題は小さくなかった。従来、メールでの相談は電話相談の補助的なものとして利用されていたが、2020年4月以降は、約1,300件のメール相談を受けた。そうしたなか、新規の相談員は、研修もそこそこに相談に対応することが必要となった。Bにおいては、メール対応では利用者の困難の解決策だけを書くのではなく、需要と応答を丁寧に行うことを重視している。たとえば、先述の食糧支援を行うにあたり、住所やアレルギーの有無、子どもの年齢等を尋ねるとともに、緊急告知資金につながるため、利用者の居住地の社会福祉協議会の連絡先を調べて利用者に伝えるなどの支援も行っていた。場合によっては、利用者に代わって社会福祉協議会と電話で交渉したりもした。このように丁寧かつ時代に即した支援を展開していくにあたっては、人手の問題は常に課題となる。

3.3 Cの事例

全国ネットワーク組織であるCでは、平時においては当事者への直接の支援活動はあまり行わず、情報発信、ネットワーク事業、政策提言の3つの活動を展開してきたが、新型コロナ禍を受け、直接の緊急支援基金事業を行った。具体的には、総額約5,000万円の資金を

集め、1,645 人の対象者に 1 人 3 万円ずつ配布した。支給の流れとしては、各支援団体や支援者たちが当事者にヒアリングを行った上で申請書を作成し、それを C が審査して支給決定を毎週行い、団体経由で当事者に給付する形をとった。毎週 100 人ぐらいの対象者への支給決定を行っていた。事業の運営に多くの人がかかわることで、2020 年 5 月から 9 月という短期間の間に、1,645 名への給付を実施することが可能になったと言える。

基金事業の背景にあったのが、2020 年 4 月に国が実施した国による 1 人 10 万円の定額給付金から、一定数の外国籍の者が対象外とされたことである。対象外とされたのは、在留期間が 3 カ月未満の者（難民申請中の者など）や、日本に約 8 万人いると言われる非正規滞在者、ちょうど 3 月に帰国を予定していたがそれが困難になった者（日本語学校修了生、留学生、技能実習期間の終了者など）などである。C の政策提言活動もあり、帰国困難になった技能実習生や留学生は在留資格を更新することで給付対象になるよう、2020 年 5 月に制度が改訂されたが、それでも難民申請中の者や非正規滞在者は給付対象外のままであった。さらに、新型コロナ禍の影響で支援者側の経済状況も悪化し、支援自体も手薄になってしまったことから、ネットワークとして大きな金額を集め、配布することに着手した。

基金事業を実施する中で見えてきたのは、新型コロナ禍前から生活が困窮していた層が、さらに立ちいかなくなっているという現状、すなわち、食べ物が調達できない、医療が受けられないという、生存の根幹にかかわるレベルでの困難である。たとえば、非正規滞中で仮放免されている者は、保険も入ることができず、病院に 1 回行くと医療費が数万円かかってしまうため、なかなか受診することができない。また、C による現金支給対象となった者の中には、未成年者も約 300 人いたが、それらの未成年者たちからは、「周囲から支援がないと食事もとれない状況だが、親が病院にかかれぬ様子などを見ていると何も言えない」という声も聞かれていた。

また、新型コロナ禍の影響を受けやすい業種で働いている者が非常に多かったことも、外国籍の者の生活への影響を大きくした要因の 1 つである。日本に定住している者の中でも、正規で雇用されている者は少なく、飲食業やホテル業でパートタイムやアルバイトで働いている者が非常に多い。そうした当事者は、シフトがすぐに減らされてしまったり、残業や夜勤がなくなってしまうたりして、もともと 10 数万円しかなかった収入が数万円へとさらに減ってしまったり、解雇されてしまったりして、さらなる生活困窮に陥っていた。同様に、留学生も飲食業や小売業でのアルバイトがほとんどなくなってしまったり、大きな困難を抱えた。また、大家族のネットワークの中で支え合っていた当事者には、稼ぎ手が失職したことで家族全員の生活が危ぶまれる状況も見られてきている。相対的にみると来日して日が浅く、日本語もそれほどまだ習得できていない当事者たちが最も大きな影響を受けたが、同時にまた、10 年以上という長い期間の定住している当事者も日本社会の中で元々脆弱な存在であったことが、新型コロナ禍をきっかけに改めて浮き彫りになったのである。

制度上の問題もある。もっとも大きいのは非正規滞在者が何の支援制度も利用できないことであるが、それに限らず、住居確保給付金や小口の貸付金といった生活困窮者向けの制度を、在留資格関係で利用できないと窓口で言われたり、申請書類を全て日本語で書かなければならず、当事者にとってハードルが高くなっているという問題もある。厚生労働省の見解を見ても、生活困窮者向けの支援制度は外国籍の者にも適用されるものであり、在留資格による制限はないはずである。にもかかわらず、現場レベルの理解や運用で、断られてしま

うケースが実在しているのだ。Cでは各地から情報収集を行った上で、制度全体としての活用可能性に関する情報を支援者にも発信するなど、できるだけ当事者を公的支援につなげられるよう、情報提供を行った。また、技能実習生のなかには自身が正規雇用者としての権利を有することを理解していない者もいたため、2020年6月からは、ホットラインでの相談事業も行い、利用可能な制度について周知を行った。各民間支援団体のレベルでは、窓口に同行して一緒に支援を得るような手助けをしたり、支援が出るまでの間に何とか食料支援や現金給付を行うなど、フレキシブルな対応をすることで何とか当事者の生活をつないでいるという状況があった。Cにおいても、新型コロナ禍の終息が見えない中で、こうしたきめ細やかな支援を展開する上では、人手と資金の問題をクリアする必要があると考えられている。こうした状況に鑑みても、公的な制度には、よりフレキシブルに当事者のニーズをカバーできるような運用が求められると考えられる。

3.4 Dの事例

Dにおいても、新型コロナ禍を契機に受ける相談内容が一変した。新型コロナ禍以前は、セクシャルヘルスの問題や盗撮等の犯罪被害の問題に関する相談を受けたり、予防のための啓発活動を行ったりしていたが、2020年5月の緊急事態宣言の頃には、持続化給付金の申請や子どもの休校に伴う親への支援金などへの申請に関する相談が多く寄せられた。また、「夜の街バッシング」で働いている店が営業できなくなったり、東京や大阪から地方へ出稼ぎに行くことが拒否されたりしたことにより、働く以前に職場を失ってしまうという問題に直面した当事者も少なくなかった。こうした当事者を取り巻く状況の変化を受け、Dでも新型コロナに感染しないような働き方についての啓発を行ったり、性風俗産業従事者に対する職業差別についてメディアの取材を受けるなど、活動内容の変化を経験した。

生活に困窮した当事者のなかには、働く店や顧客から弱みに付け込まれるような経験をした者もいた。「リピーター」の顧客は当事者にとって助けになる一方、たとえば、「言うことを聞かないのだったらもうお金をあげない、助けない」と言われ、今まではなかったようなハイリスクなサービスを客から要求されるなどしたケースが、当事者からの相談の中で聞かれた。また、毎日かならず保証金を出すと聞いて入店してみたら、「集客用のブログを1日に何回以上更新すること」「週に何日以上出勤しなければならない」といったきつい労働条件を課されるというケースも聞かれた。「夜の街バッシング」によって利用客が減る中で、店側も何とか集客、売上を担保しようとした結果、当事者が搾取されるような状況が発生したのである。

当事者が相談しやすい環境を整えるために、他団体と連携して支援につなぐことも行っている。性風俗産業に関する専門的な知識や独自の経験が活かされるような案件に対してはDで対応を行うものの、相談内容が生活支援であれば福祉関係の窓口、法律関係であれば、弁護士などのしかるべき専門職、機関が対応するべきだと考えている。それは、「自分たちが何から何まで相談を受けていたら、いつまでたっても当事者が相談しやすい機関や窓口が増えないだろう」という問題意識があるためである。当事者が頼ることのできる社会資本やツールがさまざまに世の中に増えていくことをDは目指しており、その達成に向け、各種専門機関と当事者をつなぐ形での支援を展開している。

Dに相談に来る当事者にとっても、制度へのアクセスの問題は小さくなかった。まず、申

請書類の様式が、性風俗産業従事者を想定した設計になっていなかったという問題があった。たとえば子どもの休校に伴う親への支援金の申請書類では、勤務している場所、事業所名、事業所の代表者の名前と併せ、子どもの通っている学校の名前を書くことが求められる。これは当事者からすると、自身が勤務している性風俗店の名前と自分の子どもの小学校の名前を結び付けることを意味するものであり、ハードルは非常に高い。この点についての相談を受けるたび、Dでは厚生労働省や自治体の担当者と、当事者の実態に合わせた書きぶりで申請ができるよう、個別に交渉を行った。また、当事者のなかには事業所の経営者に書類を確認してもらい、子どもの休校前の勤務状況について証明のサインをもらえるよう頼むことにハードルを感じる者もいた。こうした煩雑さから、申請をあきらめてしまう当事者も中にはいた。

さらに、問い合わせを受ける立場の人間が、制度の対象について十分に把握できていないという問題も明らかになった。たとえば、持続化給付金の不給付要件には、「例えば風俗営業等の規制、および業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業、当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者は不給付要件に入る」と書かれている。ここにある「接客業務受託営業を行う事業者」とは、女性を派遣する事業者のことであり、女性自身のことではない。にもかかわらず、持続化給付金についての問い合わせの電話口では、しばしば「性風俗店で働く人は対象外です」という説明を当事者は受けた。こうした状況は、当事者からDへの「もらえるとDから聞いたのに話が違う」というクレームにもつながってしまった。Dでは警察庁に確認を取ったり、国会議員を通じて国会答弁で言質を取ってもらうなどの働きかけを行い、そうしているうちに、給付を受けられた当事者によるSNSでの発信などを通じて、「性風俗産業従事者は給付金を受け取ることができない」という風説も沈静化していった。

4 結論

ここまで、4つの支援団体へのインタビュー調査から、支援提供者の側から見た新型コロナ禍の影響について概観してきた。支援対象も事業内容も多様な4つの団体の取り組みをまとめてしまうことには慎重であるべきだが、以下では、前節でみた調査の結果から見えてきた課題を、大きく3つにまとめてみたい。

第1に、被支援者が直面した課題として、格差の顕在化と、支援制度の利用しづらさが挙げられる。新型コロナ禍は、これまで見えづらかった格差を顕在化させている。本人の仕事自体がなくなったり、子どもの休校に対応するために仕事を休まねばならなくなったりする結果、新型コロナ禍以前は何とか生活できていた被支援者の生活が立ちゆかなくなっていることが、調査の結果から示唆された。また、子どもの休校との関連では、自宅学習用の教材を入手できる層とそうでない層との格差が顕在化していることも明らかになった。

第2に、支援者が直面した課題として、次年度以降の活動への影響が挙げられる。支援事業を実施していく上で、次年度の予算が今年度の活動実績ベースで算定されることは、支援の継続性の観点からは大きな問題である。新型コロナ禍においては、どうしても対面での相談事業や大人数でのイベント事業は制限される。そのように制限がついた活動実績をもとに次年度の予算が算出されることで、仮に新型コロナ禍が落ち着いたとしても、予算の制約上それらの活動を再開できなくなることへの危惧が、支援提供者にはある。加えて、人的資

源の問題もある。新型コロナ禍は、従前から比較的苦しい状況にあった利用者、さらに困難な状況をもたらしているが、先述した通り、公的な支援は利用者にとって必ずしも使い勝手が良いものになってはいない。こうした中で、多岐にわたる利用者のニーズを個別的に把握し、丁寧な支援を展開することが支援提供者には求められており、それを安定的に実現するための人的資源の確保が課題となっていた。

第3に、被支援者と支援者双方に生じた課題として、オンラインツールの導入に関連する問題が挙げられる。相談事業をオンライン化するだけでは十分にニーズを拾えない可能性がある。DV や育児不安など、パートナーや子どもに聞かれたくない内容を、自宅からオンラインで相談することに対し、被支援者が抵抗や悩ましさを感じていることが、現場で問題となっていた。また、IT スキルを十分身につけていなかったり、そもそも PC 等のデバイスやインターネット環境が自宅に十分整備されていない被支援者は、そもそもオンライン相談会等への出席がうまくできず、支援団体とつながれなくなってしまうという問題も認識されていた。

最後に、今後さらなる検討が必要だと考えられる点を2つ指摘しておきたい。

第1に、福祉と ICT の問題である。対面が制限される中で ICT の活用が求められている一方、それだけでは拾えないニーズが存在していることは先述の通りである。この問題は、アクセスできない層をどう拾うかという、伝統的な社会福祉の論点とも関わるものだと考えられる。特定非営利法人全国女性会館協議会(2020)でも指摘されているように、各団体、事業者は、面接相談の代替手段として「電話相談に切り替える」「オンライン相談を実施」「メール相談を開設する」など、さまざまな工夫を行い、相談事業を継続している。そうした団体や事業者の工夫によって支援につながり続けられた女性も、少なくないと考えられる。対面での支援に制限がかかる中、オンラインツール導入にもハードルがある層をどのように拾い上げていくのかは、今後さらに検討すべき課題である。

第2に、本稿の知見からは、今後統計的に把握すべき層も示唆されている。具体的には、子どもの休校に対応するために仕事を休まねばならなくなった層、子どもの自宅学習用の教材を入手できない層、IT スキルの低さからオンラインでの相談事業に対応できない層、経済的な事情からオンラインのためのデバイスを用意したり通信費を負担したりできない層、専業主婦など家族から離れる時間が確保できずに心身の負担を高めた層、などである。内閣府男女共同参画局の研究会は、男女別の統計にもとづいた分析や議論がさまざまな政策の提言、実現につながる事となったことを評価し、既存の統計のさらなる活用および男女別の分析を進めることの必要性を論じている(コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会 2021)。男女別の分析が重要であることは言を俟たないが、同時に、「女性」というカテゴリ内部での層化分析を進めることも有用であるだろう。すなわち、女性の中で新型コロナ禍による生活の変化を経験せざるを得なかったのはどういった層なのか、統計的に把握されることが求められる²。

本稿は支援の提供者へのインタビュー調査にもとづき、コロナの感染拡大が浮き彫りにした課題を探索的に検討してきたが、「女性への支援」についての網羅的な調査データにも

² 同時に、男性と女性の性差に関しても、なぜ性差が生じざるを得ないのかという点にも着目した検討を蓄積することが必要だろう。

とづくものではないことには留意が必要である。一口に「女性への支援」といっても、主導するのが行政なのか民間なのかによっても違って来るし、対象となる「女性」が直面している困難や課題も本稿で取り上げたものにとどまらない。それゆえ、同様の検証は今後も蓄積されるべきである。

文献

- 青木耕太郎、2021、「女性労働者のコロナ禍での労働問題への対処と結果——我慢、離職・転職、権利行使」社会政策学会第142回大会報告フルペーパー。
- 泉田信行・藤間公太・西村幸満・榊原賢二郎、2021、「新型コロナウイルス感染症以後の生活意識とその関連」IPSS Working Paper Series (J) No.52。
- コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会、2021、「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書——誰一人取り残さないポストコロナの社会へ」内閣府男女共同参画局 (https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/covid-19/siryu/pdf/post_honbun.pdf: 2021年10月1日最終確認)。
- 三家本里実、2021、「女性労働者の『家計補助』から『家計維持』への変質とコロナによる影響」社会政策学会第142回大会報告フルペーパー。
- 中井雅之、2021「新型コロナの長期化で先行き不透明な雇用動向」独立行政法人労働政策研究・研修機構 Web サイト「緊急コラム#27」(<https://www.jil.go.jp/tokusyuu/covid-19/column/027.html?mm=1683>: 2021年10月1日最終確認)。
- 野村総合研究所未来双発センター、2021、「コロナ禍で急増する女性の『実質的失業』と『支援からの孤立』——新型コロナの影響でシフトが減ったパート・アルバイト女性に関する調査」第302回NRIメディアフォーラム。
- 落合恵美子・鈴木七海、2020、「COVID-19 緊急事態宣言下における在宅勤務の実態調査——家族およびジェンダーへの効果を中心に」『京都社会学年報』28: 1-13。
- 特定非営利活動法人全国女性会館協議会、2020、「新型コロナウイルスの感染拡大による男女共同参画センター等の管理運営および事業への影響と対応についてのアンケート調査 集計結果報告書」(<https://j-kaikan.jp/main/wp-content/uploads/2020/11/21fedff7ef9209eb7b0268c2ceb1376b.pdf>: 2021年10月1日最終確認)。